

第 5 章

認知症施策の推進

【基本的な考え方】

認知症になった場合でも、個人として尊重され、自分らしく暮らしていくことは、県民共通の願いです。

このため、認知症に関する理解の普及や、**介護する家族が相互にサポートできる体制の整備促進に努めるほか**、医療と介護の関係者の認知症への対応力向上を図るとともに、認知症の早期発見・**早期診断及び**早期対応を軸とした認知症医療連携体制の構築や若年性認知症への支援体制の整備を推進します。

1 認知症に関する理解の促進と本人・家族への支援

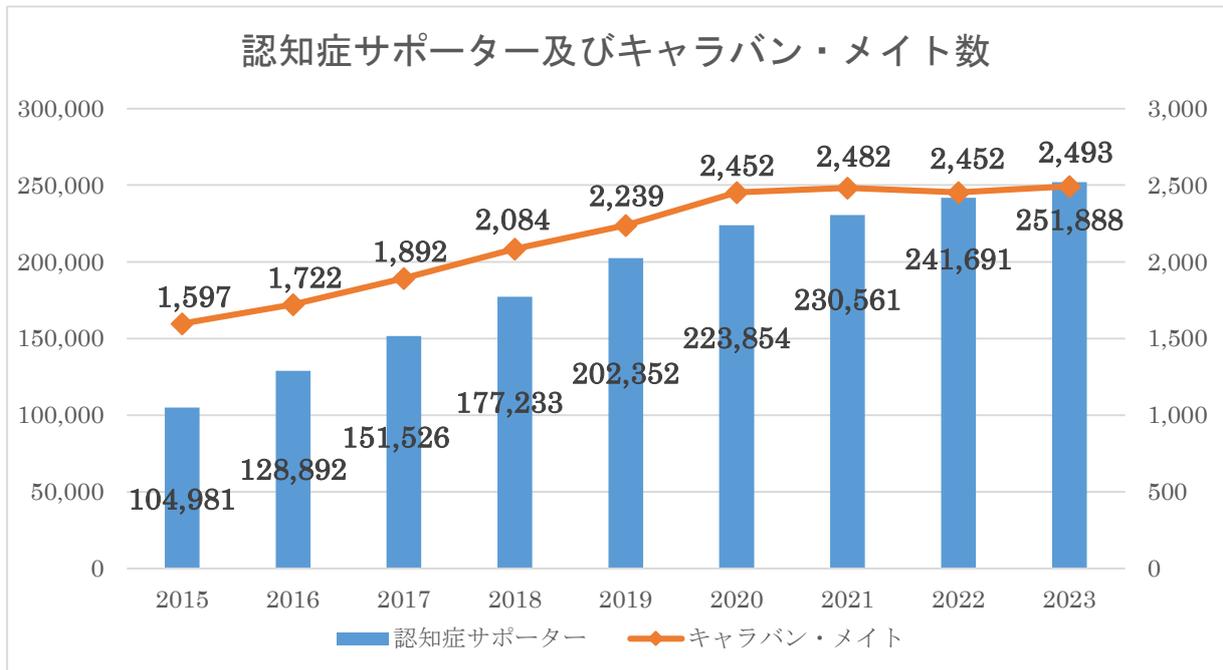
現状と課題

- 認知症は誰もがなりうることから、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症の人の視点に立って認知症への理解を深めるための普及・啓発を推進するとともに、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立し、認知症の人にやさしい地域づくりを推進する必要があります。
- 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーター²⁷の養成を**継続しており**、令和 5（2023）年 3 月 31 日時点で、**認知症サポーター数は** 251,888 人、養成講座の講師役であるキャラバン・メイト²⁸**数は** 2,493 人となっています。
- 認知症の人でも地域を支える一員として活躍し、**社会参加すること**を後押しするため、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みである「**チームオレンジ**」の**整備を各市町において進めています**。
- 認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を普及することで、本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点に立った認知症施策を推進する必要があります。
- （公社）認知症の人と家族の会栃木県支部と連携し、認知症の人とその家族が抱える各種の心配ごとや悩みごとを解決するため、電話相談や来所相談を実施するなど、認知症の方とその介護者の支援に取り組んでいます。

²⁷ 認知症サポーター養成講座の受講者で、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かい目で見守る応援者です。

²⁸ 自治体等で養成され、地域の住民、学校・職員等を対象とした認知症に関する学習会（認知症サポーター養成講座）で講師役を務め、認知症サポーターの育成を行います。

- 認知症高齢者やその疑いのある行方不明者として、警察に届けられた人数は、年々増加しており、こうした行方不明に対応するため、認知症高齢者等に対する広域的な見守り体制を強化する必要があります。



(各年 3 月末時点)

施策の方向

- 県民に広く認知症についての関心と理解を深めるため、認知症の日²⁹（9月21日）及び月間（9月）に呼応した普及啓発を図ります。
- 認知症に関する正しい理解の促進を図るため、地域住民を始め学校や企業などを対象に、認知症サポーター養成講座に取り組むとともに、地域の実情に応じた「チームオレンジ」の取組が、全ての市町に整備されるよう引き続き支援します。
- 認知症の本人の視点に立った施策の推進を図る観点から、市町における「本人ミーティング」開催の取組が普及されるよう支援します。
- （公社）認知症のひとと家族の会栃木県支部を始め、関係機関と連携し、家族介護者交流会の開催のほか、電話・来所相談の実施、認知症カフェ³⁰の設置・普及などを通じて、認知症の方を介護する家族及び認知症の方本人の心理的負担軽減を図ります。

²⁹ アルツハイマー病などにより惹き起こされる認知症に関する理解を深め、認知症の方とその家族に援助と希望をもたらす世界的な運動を進めるため、国際アルツハイマー病協会（ADI）が平成6（1994）年に世界保健機関（WHO）の後援を得て9月21日に定めたもので、この日を中心に、世界各地で様々な啓発活動が行われています。なお、共生社会を実現するための認知症基本法に基づき、9月21日を認知症の日、9月を認知症月間として定めています。

³⁰ 認知症の方やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防等を目指した活動ができる場で、家族の会、自治体、社会福祉法人などによって運営されています。

- 認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、**市町が取り組む**認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりや、日常生活支援、行方不明時の発見・保護等のためのネットワークの強化を支援します。

2 認知症の早期発見・早期診断及び早期対応に向けた体制の構築

現状と課題

- 認知症は、早期発見・早期診断及び早期対応が重要であることから、初期段階から状態に応じた適切な治療やサービスが受けられるよう、医療機関や地域包括支援センター、地域の支援団体等による連携協力体制の構築が求められています。
- 診療所の主治医（かかりつけ医）等への助言や、地域における専門医療機関と地域包括支援センター等の連携の推進役となるとちぎオレンジドクター³¹（栃木県もの忘れ・認知症相談医）は、令和 5（2023）年 3 月 31 日時点で 208 人となっています。
- 地域における認知症医療の中核的機関として、認知症疾患医療センターを県内 10 か所に整備し、認知症疾患に関する鑑別診断、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者に対する研修等を行っています。
- 認知症の早期発見・早期診断及び早期対応に向けた支援体制の充実を図るため、すべての市町に、認知症初期集中支援チーム³²が配置されており、地域における医療・介護等の支援ネットワーク構築の要である認知症地域支援推進員³³が活動しています。
- 認知症地域支援推進員には、認知症の人が地域において役割を担うことを通じて、生きがいをもった生活を送ることを支援するための取り組みが求められています。

施策の方向

- 認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示した認知症ケアパスや情報連携ツールの活用を通じて、地域における医療と介護の連携体制を推進します。
- 「とちぎオレンジドクター（栃木県もの忘れ・認知症相談医）」の登録・周知を図るほか、地域包括支援センターや地域の支援団体等との連携により、認知症の早期発見・早期診断及び早期対応につなげます。
- 認知症疾患医療センターが有する地域連携拠点機能の強化を図るため、診断後の支援の充実や、かかりつけ医等の地域の医療機関や地域包括支援センター等との連携推進を支援する等、認知症の重層的な医療連携体制を構築するとともに、認知症サポート医の養成や各医療従事者に対する認知症対応力向上研修を通じて、認知症の方への支援体制の充実を図ります。

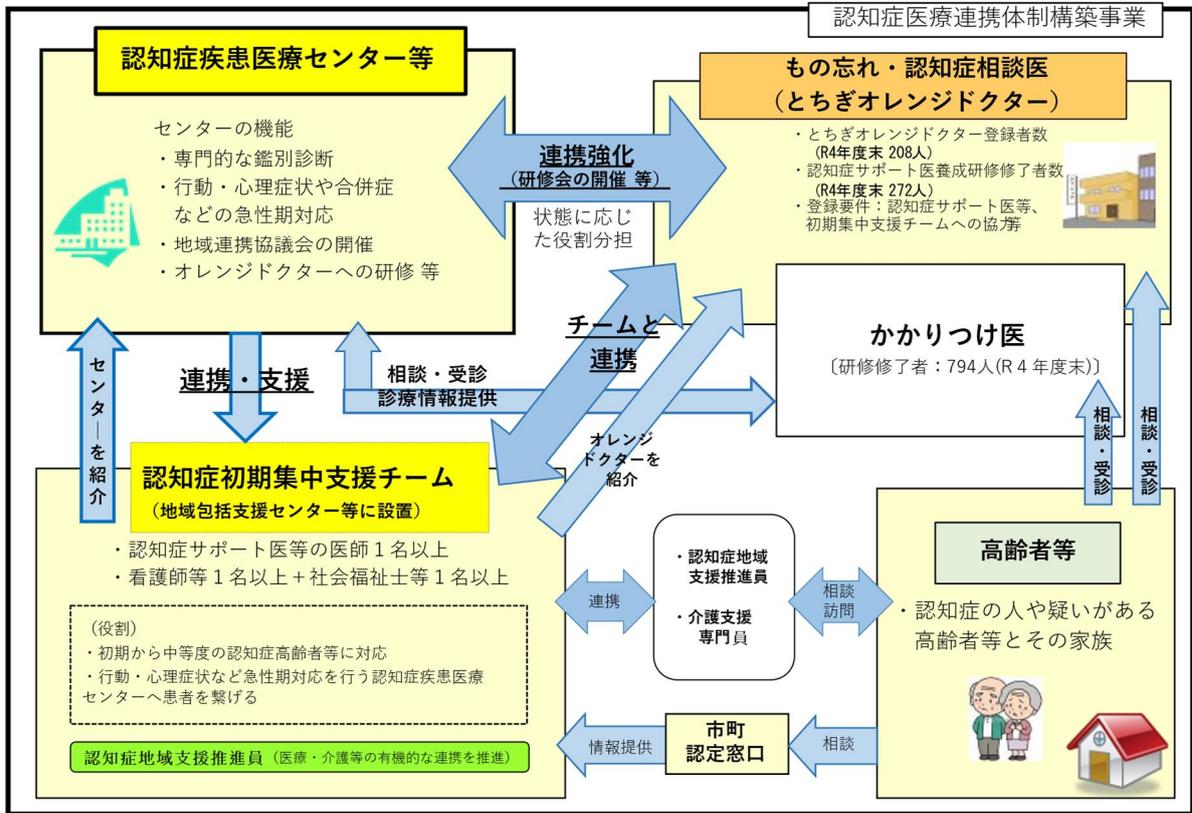
³¹ 認知症の早期発見・早期診断及び早期対応の体制に向け、身近な医療機関に気軽に相談できるよう、もの忘れや認知症の相談などができる医師として栃木県が登録した医師です。

³² 複数の専門職（医療職や福祉・介護職）が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム

³³ 市町毎に、地域包括支援センター、市町、認知症疾患医療センター等に配置され、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行います。

- 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が効果的に機能するよう、地域の実情に応じた市町における認知症の**早期発見・早期診断**及び**早期対応**のための取組を積極的に支援します。

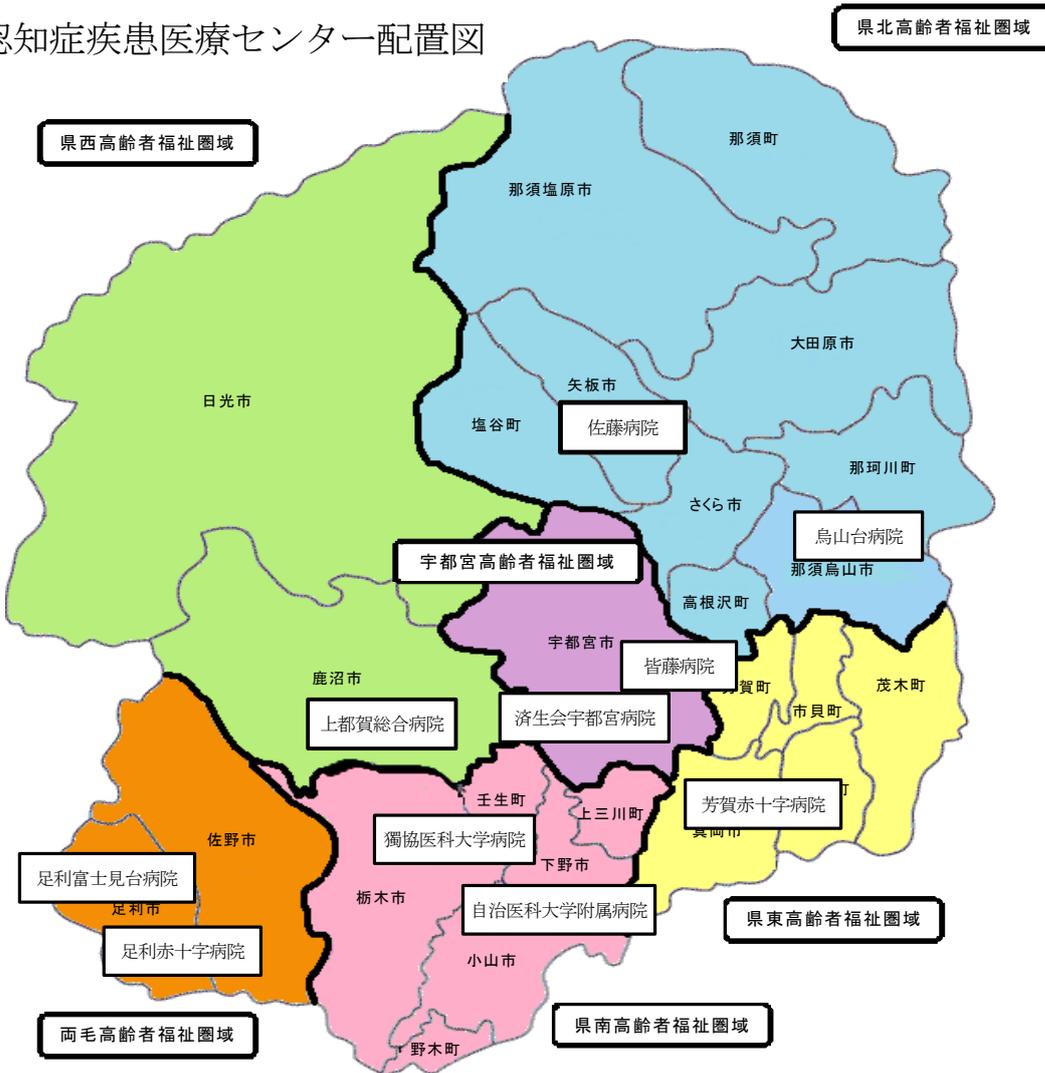
～認知症疾患医療センター等を中心とした連携体制図～



～認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できる社会を目指して～



認知症疾患医療センター配置図



3 認知症対応力の向上

現状と課題

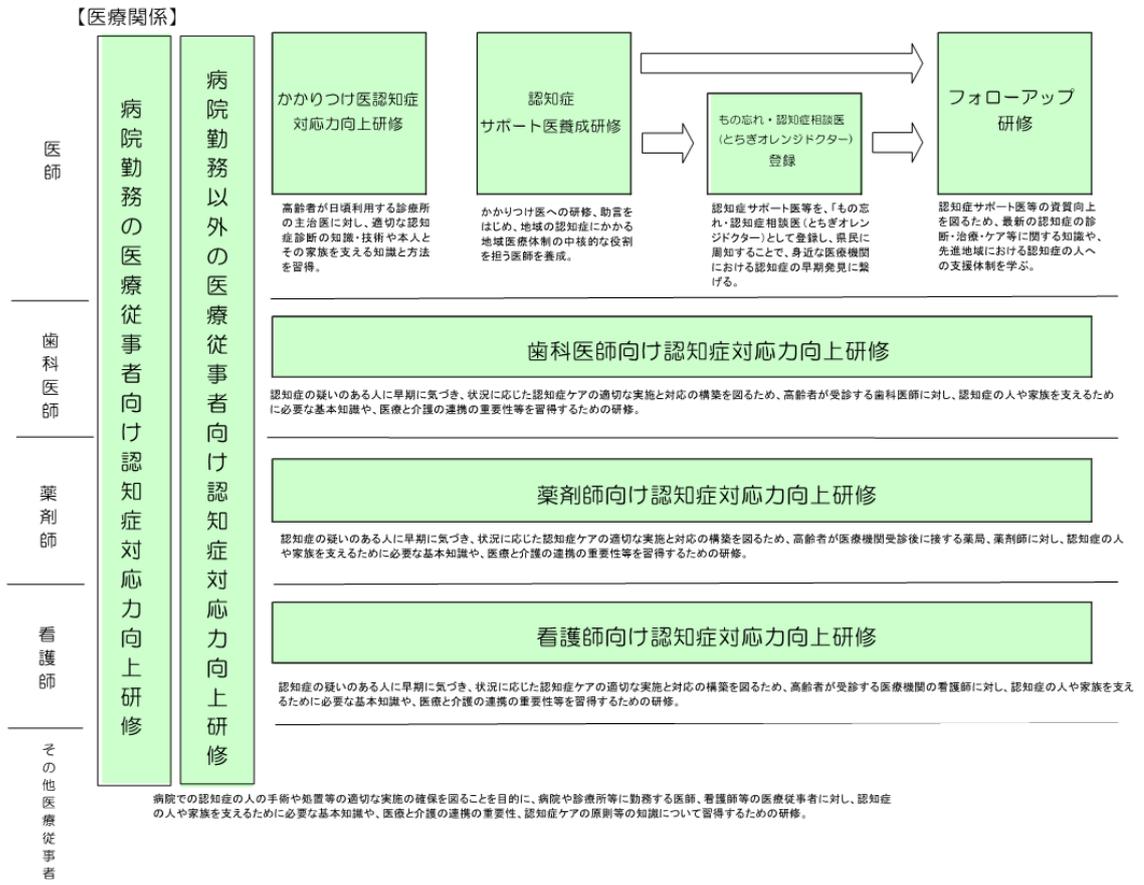
- 認知症高齢者が増加していることから、支援に際しては、認知症及び介護に関しより専門的な知識・技術を持って対応していくことが一層重要になってきます。
- 医療・介護従事者等の専門職は、認知症の人を、各々の価値観や個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できないことではなくできることに目を向け、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で自分らしい暮らし方ができるよう、支援していくことが求められています。
- かかりつけ医を対象に、適切な認知症診療の知識・技術や、認知症の方とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施しており、その修了者は令和5（2023）年4月1日時点で794人となっています。
- 病院の医療従事者を対象に、認知症の方や家族を支えるために必要な基本知識や医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識を修得するための研修を実施しています。特に、入院、外来、訪問等を通じて認知症の方と関わる看護職員は、医療における認知症への対応力を高める鍵と言われています。
- 医療機関や地域包括支援センター等との日常的な連携機能を有する歯科医療機関や薬局も、認知症の早期発見における役割が期待されています。
- 介護従事者等を対象とした認知症高齢者の介護に関する実践的研修や、認知症介護を提供する事業所の管理者等を対象とした適切なサービスの提供に関する知識等を修得するため、認知症の介護技術を取り入れたより実践的な研修カリキュラムによる研修を実施しています。

施策の方向

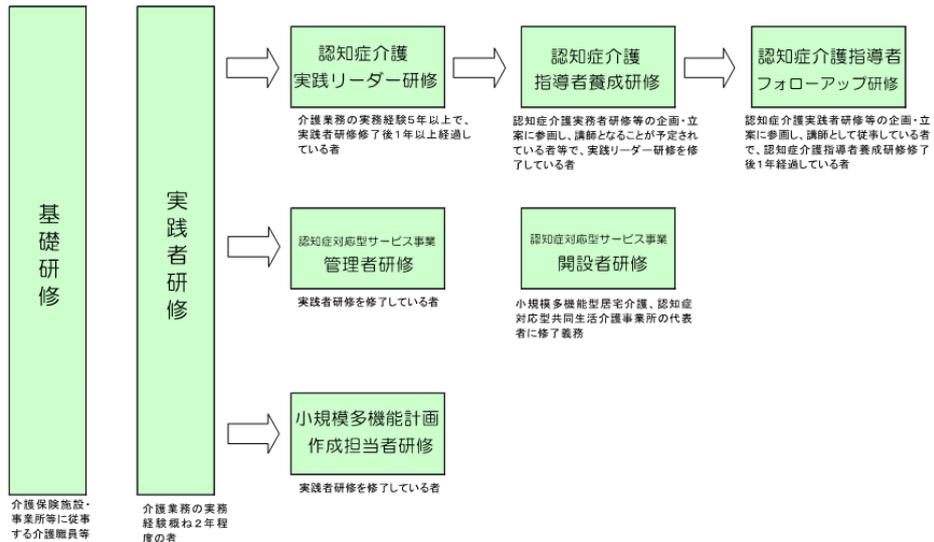
- 医療・介護従事者等の専門職に対して、認知症の人の特性に応じた適切な意思決定支援を行うための内容をより充実させた研修を実施し、認知症の人本人が有する力を最大限に活かすとともに、認知症の人の尊厳が尊重された医療・介護等の支援が行われるような取り組みを推進します。
- （一社）栃木県医師会等との連携を図りながら、かかりつけ医認知症対応力向上研修を実施するとともに、病院の医療従事者を対象とした研修や看護職員を対象とした研修を実施することにより、医療機関における認知症対応力の向上を図ります。
- 歯科医師や薬剤師の認知症対応力を向上させるための研修を実施し、認知症の方の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等の適切な実施を推進します。

- 加えて、地域の診療所等の医療従事者を対象に、認知症の人の理解、関係機関との連携の重要性等の知識を習得するための研修を実施し、認知症対応力の向上を推進します。
- 介護従事者等について、認知症の介護技術を取り入れたより実践的な研修を実施することにより、介護技術の向上を図るとともに、介護施設等における認知症ケアを効果的・効率的に機能させる能力を有する指導者等の養成を行います。

認知症研修等体系図



【介護関係】



4 若年性認知症への対応

現状と課題

- 65 歳未満で発症する若年性認知症³⁴の人は、県内に約 530 人と推計されています。
- 若年性認知症は、働き盛りの世代が発症することから、本人や家族の経済的負担や精神的負担が大きいほか、受診や相談が遅れることが多い状況にあります。
- 若年性認知症の人は、今後の生活や就労等に係る相談、障害福祉サービス等の様々な支援制度と関わるため、発症初期の段階から、社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、可能な限り社会生活を続けながら、適切な支援が受けられる支援体制の整備が必要です。
- 若年性認知症についての正しい理解や適切な対応について、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター等の担当者への理解を促進することが必要です。特に、現役世代が発症するため、就労先等での理解は一層重要になってきます。
- 若年性認知症の人やその家族からの相談窓口を設置するとともに、必要な支援が行われるよう調整を行う若年性認知症支援コーディネーター³⁵を配置しています。

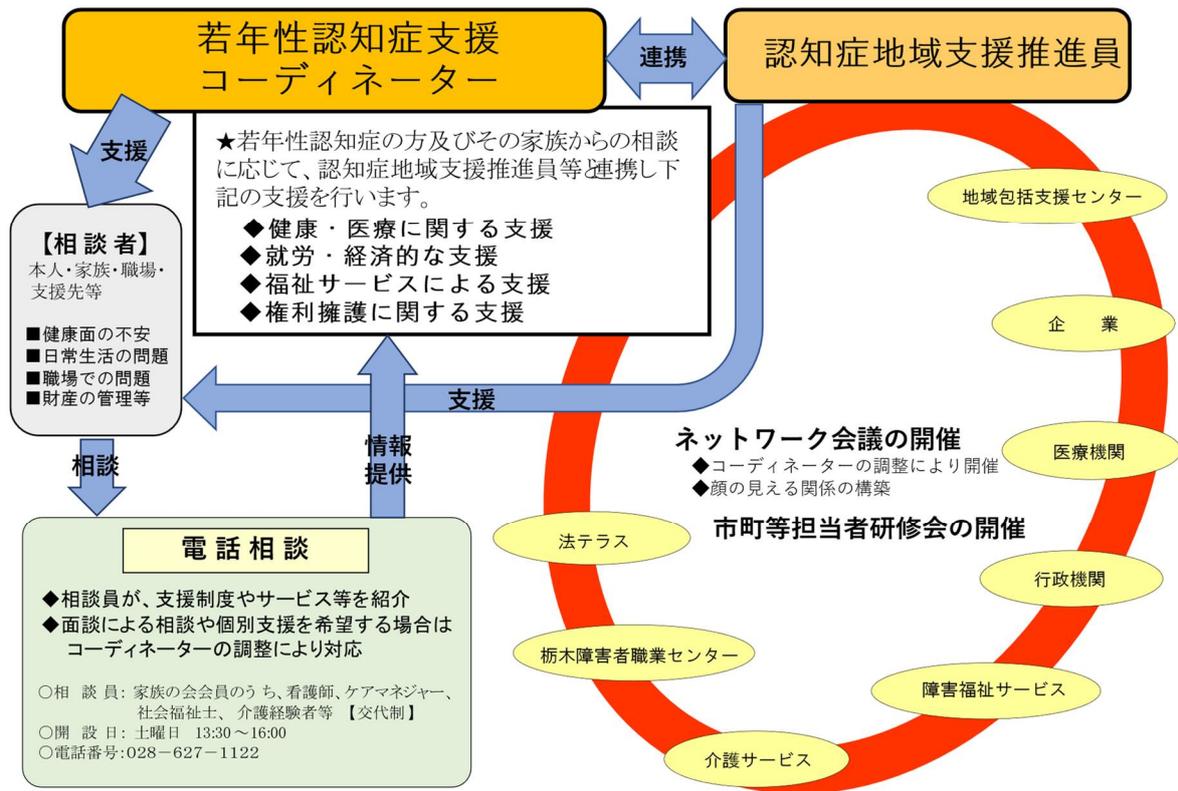
施策の方向

- 若年性認知症の早期発見・早期診断及び早期対応に繋げるため、地域住民に加え、事業主等に対してもリーフレットの配布等により、若年性認知症の普及啓発を進めます。
- 若年性認知症ネットワーク会議の開催等により、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を整備することで、若年性認知症の人や家族を支援します。
- 就労先の事業主等に対し、若年性認知症の正しい理解の促進を図るとともに、若年性認知症支援コーディネーターをはじめとする相談機関との連携支援に努めます。
- 若年性認知症の人やその家族を支援する関係機関等の調整役を担う若年性認知症支援コーディネーターを配置し、電話相談や個別支援を実施することで、若年性認知症の特性に配慮した居場所づくりや就労・社会参加支援等を推進します。

³⁴ 65 歳未満で発症する認知症の総称です。現役世代が発症するため、経済的な面も含めて、本人とその家族の生活が困難な状況になりやすいことが特徴です。

³⁵ 各都道府県及び指定都市で配置が進められており、若年性認知症の方やその家族に対する相談支援、医療・介護、労働等の関係者による支援体制（ネットワーク）の構築、企業や関係者等の若年性認知症に対する理解を促進するための普及・啓発等の支援を行います。（参考：厚労省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076236_00006.html）

若年性認知症支援事業



【 評価指標 】 ※八期計画にて目標値を設定している項目

項目	現状値		目標値
医療従事者の対応力向上研修終了者数	5,214人	(R5.3現在)	6,970人
(かかりつけ医認知症対応力向上研修終了者数)	(794人)	(R5.3現在)	(850人)
(歯科医師認知症対応力向上研修終了者数)	(338人)	(R5.3現在)	(420人)
(薬剤師認知症対応力向上研修終了者数)	(564人)	(R5.3現在)	(700人)
(病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修終了者数)	(3,016人)	(R5.3現在)	(3,900人)
(看護職員認知症対応力向上研修終了者数)	(502人)	(R5.3現在)	(700人)
(病院勤務以外の医療従事者認知症対応力向上研修終了者数)	(R5年度新規事業)		(400人)
認知症介護研修終了者数	5,210人	(R5.3現在)	5,962人
(認知症介護実践者研修終了者数)	(4,357人)	(R5.3現在)	(5,000人)
(認知症介護実践リーダー研修終了者数)	(815人)	(R5.3現在)	(920人)
(認知症介護指導者養成研修終了者数)	(38人)	(R5.3現在)	(42人)
チームオレンジ等を整備した市町数	19市町	(R5.3現在)	25市町

※新たに目標値を設定する項目

項 目	現状値	目標値
とちぎオレンジドクター登録者数	208 人 (R5. 3 現在)	270 人
本人ミーティングを実施している市町数	8 市町 (R5. 3 現在)	25 市町
認知症地域支援推進員の配置数	139 人 (R5. 4. 1 現在)	185 人